

一般社団法人日本エアレスキュー促進協議会
(JAPAN COUNCIL FOR AIR RESCUE PROMOTION)

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本エアレスキュー促進協議会(以下、エアレス協議会、本協議会、ないし、本法人という)と称する。英文名を「JAPAN COUNCIL FOR AIR RESCUE PROMOTION」(以下、JCARP)という。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本法人は、会員総数の過半数をもって、従たる支部ないし事務所を必要な場所に定めることができる。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 本法人は、地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とし、大規模災害時の緊急救難・救助、食糧・物資輸送、更に医薬品の搬送と医師の派遣・治療など医療支援を必要とする日本国内外の被災地および被災者に対して本法人が運用する航空機及びヘリコプター(以下、「航空機」)を本法人の会員ないし地方自治体の要請を受けて、迅速かつタイムリーに提供を行い、大災害時の救急救難業務を支援することで、災害による被害を極力減らすべく、民間の活力をもって行うことを目的とする。

(活動)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)各自自治体との間で、大災害時の「航空機」による「災害支援協定」を締結し、病院・医療機関、航空機・ヘリコプター運航者、資金提供者の間の合意形成に基づいて、前条の目的の為に、「航空機」導入と、その利用促進を行う
- (2)有事の際に「航空機」の調達と医者及び被災者の「航空機」による搬送を行う
- (3)各自自治体の危機管理部門及び関連する警察署、消防署、更に、防災担当部署との連携、病院・医療機関と連携し、「航空機」活用に関する研究を行う
- (4)「航空機」の活用に伴う関連設備・施設の仕様とその他必要装備品の調達ないし建設

- (5) 「航空機」を使った救命救急・救難活動に従事する国内外からの専門家とボランティアの手配及び活用
 - (6) 各自治体の主催する防災訓練に「航空機」を持って参加し、大災害時の国土の保全を通じて、防災意識の高揚に資する
 - (7) 平時において、防災活動の一環として「航空機」にレーザー測量機器、赤外線カメラ、高精細 TV&Video カメラなどの空撮機器を搭載し、定期的に災害発生の危険性の高い地域を上空から測量、撮影することで、地表の隆起・陥没、表面温度の変化、及び、山岳地帯の側面変化を分析し、自治体に危機管理報告を行うことで大災害の予防に資する
 - (8) 「航空機」を日本が誇る代表的な遺跡、景観、自然、文化など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ文化・自然遺産の保護と保全に活用する
 - (9) 「航空機」を使用して世界遺産など地球の美しい環境を空からの映像として一般に提供することで、広く国民に文化と自然環境に対する保全の意識を持たせる
 - (10) 「航空機」の使用に伴って発生するパイロット、整備士、燃料（潤滑油を含む）、保守・整備、航空保険、機体リースにかかわる諸費用は、会員の支払う会費、及び、寄付金にて賄うものとする
- 2 前項の活動は、本邦に限らず、海外においても行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本法人は以下の会員を置く。

- (1) 正会員 本法人の活動に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の活動を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項のうち、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員は、本法人の目的と活動内容に同意、賛同し、所定の入会手続きを取ることで、社員総会において定める入会及び退会規程(以下「入会及び退会規程」という)に準じた申込みを行い、会員となることが出来る。

(会員の経費の負担)

第7条 本法人の活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金を支払うと共に、寄付金を受け付ける。

(会員の会費)

第8条 会員は、入会及び退会規程に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条又は第8条の支払義務を怠ったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前章の会員のうち、正会員は、すべて社員となるものとする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員又は社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎活動年度末日から3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について、書面又は電磁的方法により決議し、又は、他の社員を代理人とし、決議権の行使を委任できる。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 19 条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上、7名以内
- (2) 監事 1名以上、3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、本法人の本部と支部には、業務執行理事を数名置くことが出来る。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任ないし再任することができる。

(役員の報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 本法人には、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集通知は、開会日の 3 日前までに各理事及び監事に対して発する。但し、招集通知は書面であることを要しない

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 31 条 本法人の基本財産は、この法人の目的とする活動を行うために不可欠な財産とし

て理事会で定めたものとする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 32 条 この法人の活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(活動計画及び収支予算)

第 33 条 本法人の活動計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎活動年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該活動年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本法人の活動報告及び決算については、毎活動年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 活動報告
- (2) 活動報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 35 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48

条の規定に基づき、毎活動年度、当該活動年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

(剰余金分配の禁止)

第36条 本法人は、剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第41条 本法人の最初の事業年度は、本法人設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第42条 本法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

中山智夫 横浜市鶴見区北寺尾 2-15-8

長野良三 東京都北区王子 4-21-11

以上、一般社団法人日本エアレスキュー促進協議会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 26 年 5 月 12 日

設立時社員 中山 智夫

設立時社員 長野 良三